



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 社会保険被保険者の適用拡大

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 平成28年分路線価 概要と税務上の注意点

NEWS1. 社会保険被保険者の適用拡大

本年10月から、下記**5要素すべて該当**でパートタイマーも社会保険(健康保険・厚生年金)の被保険者となります。

- ①1週間の所定労働時間が**20時間以上**あること
- ②賃金の月額が**8万8千円以上**であること(年収106万以上)
- ③勤務期間が**1年以上**見込まれること
- ④**学生でない**こと
- ⑤規模が**501人以上**の企業が対象

現在の加入条件、労働時間・日数が正社員の「**4分の3以上**」からは、ずいぶん基準が下がることとなります。例えば、妻が夫の健康保険の扶養家族であるためには、「年収130万円未満」という枠を守っていれば、健康保険や年金保険料を負担しなくてよかったのですが、上記の要件を満たせば、妻も自分で社会保険の被保険者となり「扶養範囲内で働く」意味はなくなります。

社会保険への加入は国民年金に上乘せされる報酬比例の年金額(厚生年金)が増えたり、障害状態になった場合や医療保険(健康保険)の給付が充実するなどメリットも多々ありますが、今回の適用拡大は保険料収入を増やし財源確保のためであり、労働人口が減少している中、女性にもっと働いてもらうための条件整備ともいえます。

適用拡大は当面501人以上の大企業からとなりますが、従業員の家族にパートタイマーが居る場合で、この適用拡大の対象となる場合は、(妻が大きな会社でパートに出ている場合等)社会保険の扶養から外す異動手続きが必要となります。また、**家族手当**を支給している場合でその支給要件を「**健康保険の被扶養者**」としている場合は要確認です。従業員500人以下の企業も平成31年には対象となる可能性が高く、今後も動向には注意が必要です。

NEWS2. (書籍の紹介)

すべての疲労は脳が原因 梶本 修身(著)
疲れているのは体じゃない。脳だった!

疲労回復物質の存在が明らかになって以来、疲労に関する科学的調査が進んでいる。その結果、私たちが日常的に使う「体が疲れている」とは、実は「**脳の疲労**」にほかならないことがわかった。疲労のメカニズムとは何か、最新のエビデンスをもとに解説する。また、真に有効な抗疲労対策や乳酸、活性酸素、紫外線、睡眠との関係なども明らかにし、疲労解消の実践術を提示する。脳の疲労回復には「感動」「コミュニケーション」「多趣味」が有効だそうです。

すべての疲労は
脳が原因

梶本 修身
Kajimoto Osami

最新科学が解明した
疲労の正体
疲れているのは
体じゃない
脳だった!
「疲労回復物質」は
「乳酸」や「活性酸素」は
「紫外線」や「睡眠」は
「感動」「コミュニケーション」が
有効だそう!

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名 古屋事務所 朝日だより担当 田中・海津・内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣健・稲垣悟・尾崎 0563-57-7850



Question

今年の路線価が公表されたと聞きました。
その内容や最近の動向、留意点等あれば、教えてください。

Answer

7月1日、国税庁より、平成28年分の路線価が公表されました。
その動向として、最高路線価は、25都市で上昇し、下落した都市は5都市でした。



【解説】

上記の通り、平成28年度分の路線価が公表されました。
概要を下記で説明します。

1. 最高路線価の動向

各都市の最高路線価の動向は下記の通り、上昇した都市が、25都市と昨年に比し、4都市増加し、下落した都市は、5都市と、昨年の12都市に比し7都市減少しました。

	都市数	
	今年	昨年
上昇	25	21
横ばい	17	14
下落	5	12

また、上昇した都市（25都市）の内、10都市が前年比、**10%以上の上昇**となっています。

2. 最高路線価の上位5都市の概要と価額

都道府県庁所在都市の最高路線価の上位5都市は下記の通りで、東京都の銀座中央通りでは、1㎡あたり3,200万円
名古屋市でも、名駅1丁目で1㎡あたり840万円となっており、昨年の736万円から10%以上上昇しています。

順位	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価(1㎡)
1	東京	中央区銀座5丁目銀座中央通り	3,200万円
2	大阪	北区角田町御堂筋	1,016万円
3	名古屋	中村区名駅1丁目名駅通り	840万円
4	横浜	西区南幸1丁目横浜駅西口バスターミナル前通り	781万円
5	福岡	中央区天神2丁目渡辺通り	560万円

3. 税務上の留意点等

税務上、相続税、贈与税の計算に係る土地の評価は、その相続、贈与のあった年の路線価に基づき計算されます。
過去に相続対策、概算納税額のシミュレーションをされていた方であっても、今回のような対象財産の価格の変動により
その結果が当初の想定と乖離してくることがあります。

特に変動の大きな地区に不動産をお持ちの方はこの機会に、概算評価の見直し等を実施されてはいかがでしょうか。

参考資料等

国税庁「財産評価基準書」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・海津・内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣健・稲垣悟・尾崎

052-571-5480

0563-57-7850